

関西学院大学
2012年度
自己点検・評価報告書
(付:大学基準協会認証評価結果)

法学研究科



2014年3月

本書は、大学評価（認証評価）のために本学が大学基準協会に提出した「関西学院大学 2012 年度 自己点検・評価報告書」（2013 年 3 月）と大学基準協会の評価結果（2014 年 3 月）である。

構成は、大学基準協会の評価結果（結果と総評の前文）、各章の報告書における本学の記述（1～3）と大学基準協会の評価結果であるが、章によっては評価結果がないものがある。

評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2021（平成 33）年 3 月 31 日までとする。

総評

貴大学は、1889（明治 22）年にキリスト教主義教育という理念のもと、神学部と普通学部を持つ「関西学院」として創立された。1932（昭和 7）年に「大学令」による旧制大学へと移行した後、1948（昭和 23）年に学校教育法により新制大学となり、学部・学科および研究科の改組、キャンパス開設を経て、現在は 11 学部（神学部、文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部、人間福祉学部、教育学部、国際学部）、13 研究科（神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、司法研究科、経営戦略研究科）を擁する総合大学へと発展している。キャンパスは、兵庫県西宮市の西宮上ヶ原キャンパスのほか、隣接する西宮聖和キャンパス、同県三田市に神戸三田キャンパスと 3 キャンパスを有し、キリスト教主義に基づく教育・研究活動を展開している。

なお、経営戦略研究科経営戦略専攻は 2009（平成 21）年度に特定非営利活動法人 A B E S T 21 の専門職大学院認証評価を受けており、それ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。司法研究科は本年度に公益財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を、経営戦略研究科会計専門職専攻は本年度に特定非営利法人国際会計教育協会会計大学院評価機構の専門職大学院認証評価を受けているため、基準 4「教育内容・方法・成果」について、それぞれの専門職大学院認証評価結果に委ねる。

第1章 理念・目的

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

学部と同じく「ソーシャル・アプローチ」という理念を掲げており、「ソーシャル・アプローチ」については1-(1)法学部の項目と同一である。

法学研究科では、この理念とキリスト教主義教育に基づき、広く深い社会的視野と教養に根ざした法学政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富む、高度の専門的能力をもつ有為な人材を育成し、これを通じて関西学院大学建学の精神である“Mastery for Service”を実践することを目的に設定している。¹⁻²⁷⁾そして専攻ごと、課程ごとには、次の目的をそれぞれ設定している。

法学・政治学専攻: 広く深い社会的視野と教養に根ざした法学政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富む、高度の専門的能力をもつ有為な人材を育成することを目的とする。

政治学専攻: 政治学・公法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。

基礎法学専攻: 基礎法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。

民刑事学専攻: 民刑事法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。

博士課程前期課程: 「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、広く深い社会的視野と教養に根ざした法学政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富む、高度の専門的能力を持つ有意な人材を育成することを目的とする。

博士課程後期課程: 「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、自立して研究活動を行える高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。

これらはいずれも関西学院大学大学院学則第1章第3条第3項(別表)で定めている。¹⁻²²⁾

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

理念・目的は、関西学院公式Webサイトの法学研究科のページ¹⁻²⁷⁾、大学院履修心得^{1-79)p.8-9}等を通じて、大学構成員及び社会に公表されている。これらには、そのままの形で表現されている。また、上記の核心的内容をもとに、具体的な表現はそれぞれの文脈において変化させ多様な媒体で伝えている。例えば、入試要項には、学生の受け入れ方針として理念・目的が

具体化され掲載されている。¹⁻⁸⁰⁾ その他、学生には、学部長挨拶やオリエンテーションなどでも折にふれ周知されている。さらに、『関西学院大学法学部50年史』などの学部の歴史を示す基本文書でも、明示している。¹⁻⁵³⁾

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

関西学院大学は大学基準協会の大学基準に準拠した基準により研究科委員長の責任の下、法学部・法学研究科自己点検評価委員会が自己点検・評価を毎年実施しており、本項目についても毎年点検・評価を行っている。法学研究科では、2011年度には、自己点検・評価過程において自覚された改善の必要性から、理念・目的、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)の記載の確認を行い、学位授与方針を整備した。¹⁻¹²³⁾ この点を踏まえ、2012年度より、「大学院問題検討委員会」を、「大学院運営委員会」に名称変更を行うとともに、そのアジェンダにおいて、これら文書の確認を毎年度行い、その結果を研究科委員会に報告し定期的な検証を行う体制を構築した。^{1-110),1-111)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

学部と一体的に進められている。

(1) 改善すべき事項

学部と一体的に進めているので、学部と同じく諸文書の整合性を高める努力を継続し、制度運用の実績を重ね定着していく。¹⁻¹¹¹⁾

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

引き続き、学部と一体的に進めていく。

(2) 改善すべき事項

法学部での改善事項と共通の諸点について毎年自己点検・評価の際にチェックを行っていく。

第3章 教員・教員組織

1 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

学部同様、「求める教員像」として一般的な形では定められていないが、教員としての任用基準「教授、准教授、助教及び専任講師の任用に関する規定」³⁻¹⁾「教員選考基準」³⁻²⁾「法学部教員選考基準内規」³⁻³²⁾「人事の進め方ルール」³⁻³³⁾「非常勤講師の採用についての申し合わせ」^{3-34),3-35)}、さらに大学院においては、「大学院教員、大学院指導教員任用基準について」³⁻⁵³⁾、業績や教育経験についての基準、及び手続きが定められている。具体的な採用に関する配慮などについては、法学部と同様である。

教員組織の編制としては、博士前期課程においては、法学・政治学専攻として一括され、博士後期課程は3専攻ごとの編制としている。なお、司法研究科所属教員からも後期課程の法学研究科委員会の構成員となっている者もあり、有機的な関係を司法研究科との間で構成している。研究科委員会が全体を包括するとともに、大学院教務学生委員を中心に大学院運営委員会が設置され、さらに、専門領域の研究室が運営にあっている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

法学研究科の教員組織は、教員数においては、博士前期・後期課程、それぞれ大学院設置基準をクリアしており、整備されている。³⁻⁶⁷⁾ 2012年度には、公共政策特講など、公共政策プログラムでの経済学研究科との合併講義が行われるほか、ビジネス法務関係、登記法関係など、多様な非常勤講師を導入しており、経営戦略研究科や国際学部、司法研究科などからの教員派遣も行われている。

法学研究科と教育研究面での繋がり強い司法研究科教員との協力関係、弁護士・司法書士以外の外部実務家教員の採用、外国人客員教員の招聘などのさらに積極的な展開については、今後大学院生数の動向も見極めつつ向上させることが望ましいと考えられている。

年齢層については、学部教員よりも一般的に年齢が高くなってしまふのは必然的であるが、大学院担当教員の採用段階での年齢構成への配慮は、学部同様、人事選考委員会などで行われている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

法学研究科での採用・昇任の手続きについては、法学部教員の採用・昇任人事と基本的に同一であるが、教授昇任以後の、大学院担当教員、前期課程指導教員、後期課程指導教員についての審査は、それぞれの手続きにしたがって、その資格以上の教員で構成する研究科委員会によって行われている。³⁻⁵³⁾

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

専任教員の教育活動の評価については、大学院生による各学期1回の授業評価をおこなっている。制度に関わる内容については、大学院運営委員会等で示し共有認識にして改善を図っている。大学院運営委員会ではFD活動検討委員会を2012年度より構成し、具体的方法を検討することになった。³⁻¹⁴⁰⁾ また、大学院において副指導教員制度が導入され、円滑に進行している。^{3-141)p.22,23,40)}

研究活動の評価については、学部と同様である。

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

なし

(1) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

教員組織の編制方針は明文化されていないが、教員組織は、博士課程前期課程は法学・政治学専攻として一括して編制している。また博士課程後期課程は3専攻ごとの編制としており、経済学研究科や司法研究科、経営戦略研究科、国際学部との交流のなかで授業担当の教員交流を行うなど教員組織の編制に独自性をもたせている。なお、専任教員の年齢構成は、年齢層が高めに偏っているため、大学院担当教員の採用段階で考慮する必要があると認識されている。

研究科教員としての任用については、全学的な規程のほかに、「大学院教員、大学院指導教員任用基準について」によって、教育・研究業績の基準および手続きが定められ、適切に運用されている。

教員組織の適切性については、法学部の「人事諮問委員会」を中心に検証しており、必要に応じて「研究科委員会」に諮られている。

第4章 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

教育目標：法学研究科は、「ソーシャル・アプローチ」という理念に基づき、広く深い社会的視野と教養に根ざした法学・政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富む、高度の専門的能力をもつ有為な人材を育成し、これを通じて本学建学の精神である“Mastery for Service”を実践するという教育目標を置いている。[4.1-15](#)、[4.1-37](#)、[4.1-38](#)p.8・9

学位授与方針：上記教育目標の下、法学研究科では次の学位授与方針を設定している。[4.1-39](#)

市民社会における自由な精神に則り、広く深い社会的視野と教養、社会貢献(奉仕)の精神の視点を重視するという法学研究科の「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、法学・政治学の分野において下記の能力を習得したと認められる者に学位を授与する。

< 修士学位 >

修士学位は、法学研究科に所定の年限在学し、所定の単位を修得したうえで、広い視野に立ち、法学・政治学の学問分野について精深な学識と精深な研究を行う能力を有すると認められる者に授与する。

< 博士学位 >

博士学位は、法学研究科に所定の年限在学し、独創的な研究成果を挙げ、法学・政治学の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有すると認められる者に授与する。[4.1-5](#)

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

法学研究科では、大学院運営委員会において、法学研究科の教育課程編成・実施方針を以下のように取りまとめた。

法学研究科は、本研究科学生が学位授与方針に明記されている研究能力を習得するために、下記の重点項目を含むカリキュラムを編成し、これを実施する。

< 前期課程 >

- a. 法学・政治学分野の専門性の高い知識をプログラムごとに系統的に習得する科目。
- b. 研究活動に必要な外国語文献を研究する科目。
- c. 以上の科目により習得した知識や能力を活用して課題を発見し、問題解決を考察すると共に、修士論文作成のためのテーマ設定・論文構成等について指導を受ける演習科目。

< 後期課程 >

- a. 高度の法学・政治学研究を行うための専門的知識および、その基礎となる学識を系統的に習得する科目。
- b. 研究活動に必要な外国語文献を研究する科目。

c. 以上の科目により習得した知識や能力を活用して独創的な研究成果である博士論文を作成すると共に、自立した研究活動を行うために必要な高度の研究能力を身につけるための指導を受ける演習科目。[4.1-38](#)p.8・9,4.1-5)

また、学位取得モデルが前期課程、後期課程ともに作られて、大学院生はこの学位取得モデルを参考にして、学位取得までに行うべきことを理解できるようになっている。[4.1-38](#)p.22・23,4.1-64)

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

関西学院公式Webサイトの法学研究科のページに教育目標が明示され、公開されている。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、大学院問題検討委員会、および後継の大学院運営委員会において検討がなされ、法学研究科委員会で構成員全員の審議の結果、設定されている。[4.1-86](#))

毎年、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、法学研究科の履修心得、関西学院公式Webサイトに明示しており、構成員への周知、ならびに社会へ公表している。[4.1-38](#)p.8・9,4.1-5),4.1-64)

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学院問題検討委員会が大学院運営委員会に改組され、教務学生委員をコンピナーとして定期的で開催されるようになった。年度初めに開催される第1回大学院運営委員会で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行うこととなり、定期的に検証する体制が組み込まれている。2012年度は4月に第1回大学院運営委員会が、5月に第2回大学院運営委員会が開かれ、4月及び5月の研究科委員会で報告した。[4.1-39](#)),4.1-112),4.1-97)

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

2011年度において教育課程の編成・実施方針、学位授与方針が全て設定されると同時に、履修モデルが両課程に作成され、公表された。また、履修モデルの内容が内規に反映されつつある。[4.1-38](#))p.22・23

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

履修モデルを入学式後の履修説明などの機会に周知徹底させ、さらなる浸透を図っていく。指導教員については研究科委員会などにおいて随時浸透を図る。

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

「ソーシャル・アプローチ」という教育目標を設定し、「所定の年限在学し、所定の単位を修得したうえで、広い視野に立ち、法学・政治学の学問分野について精深な学識と精深な研究を行う能力を有すると認められる者に授与する」といった学位授与方針を定め、さらに博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれにおいて具体的な方針を示している。また具体的な重点項目を含めた専門知識の修得に必要な科目、研究に必要な外国語文献を研究する科目、研究論文の指導を受ける演習科目の設置などの教育課程の編成・実施方針を課程ごとに定めており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「大学院運営委員会」が定期的に検証することになっており、その内容を「研究科委員会」で報告している。

第4章 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

1 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、前期課程においては、法律実務、国際関係、ビジネス法務、公共政策、政治、自由研究プログラムを設け、系統的に科目を習得する体制をとっている。また、研究活動に必要な外国語文献を研究する科目が開講され、習得した知識や能力を活用して課題を発見し、問題解決を考察すると共に、修士論文作成のためのテーマ設定・論文構成等について指導を受ける演習科目を開講している。後期課程では、政治学専攻、基礎法専攻、私法専攻の3専攻が置かれている。それぞれにおいて、専門的知識および、その基礎となる学識を系統的に習得する科目、研究活動に必要な外国語文献を研究する科目、以上の科目により習得した知識や能力を活用して独創的な研究成果である博士論文を作成すると共に、自立した研究活動を行うに必要な高度の研究能力を身につけるための指導を受ける演習科目を開講している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

法律実務、国際関係、ビジネス法務、公共政策プログラムのそれぞれにおいて、特講が提供され、実務家や兵庫県の現役職員などが教育を提供している。

また、公共政策プログラムは、経済学研究科との連携プログラムとなっており、大学院生は、経済学研究科の大学院生と机を並べて、科目を習得している。経済学研究科の教員が提供している科目は、財政学、地方財政論、財政分析、地域・都市経済論、社会保障論A/Bなどである。

さらに公共政策プログラムについては、社会人が、現職についたままで、修了に必要な科目を習得できるように、夜間開講されている。これらは、必要に応じて、大阪梅田のキャンパスや西宮北口で開講される場合もある。

また公共政策プログラムにおいては、2008年度より総務省から実務家教員が任期制教員として派遣されてきており、実務に基づく実際的な教育を行なっている。[4.2-43](#)p.25~37,4.2-75)

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

公共政策プログラムにおいて、経済学研究科との連携により両研究科生の交流機会が増加し、さらに授業の夜間開講によって社会人が現役のままで履修することが可能になったので、社会人との交流機会も設けることができた。そして、任期制の実務家教員の採用によって新しい視点での指導も可能になった。

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

引続き、経済学研究科との連携、任期制の実務家教員による授業を継続していく。

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

教育課程の編成・実施方針に基づいて、博士課程前期課程においては、研究活動に必要な外国文献を研究する演習科目を開設している。博士課程後期課程では、政治学専攻、基礎法専攻、私法専攻の3専攻が置かれ、それぞれにおいて、系統的に科目を修得する教育課程となっている。

公共政策プログラムは、社会人が必要な科目を修得できるように夜間開講されている。また、実務家や兵庫県の現役職員による種々の特殊講義を開設していることは特色である。

教育課程の適切性の検証については、研究室代表にプログラム代表を加えた「拡大大学院問題検討委員会」「大学院運営委員会」「研究科委員会」において行われている。

第4章 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

1 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

法学研究科の提供科目においては、ほとんどすべてが少人数で授業が行われ、履修者の主体的な参加、双方向的な授業運営が可能となっている。後期課程においては、副指導教員をかならず指名することとなり、複数の教員による指導が可能である。前期課程においても副指導教員を任意の学期において決めることが可能となっている。[4.3-60](#)p.22・23・40

また学位審査手続きが公開されている。前期課程の修士学位取得モデル、後期課程の博士学位取得モデルが公表されており、それにしたがって研究指導計画に基づく研究指導が行えるようになっている。[4.3-60](#)p.22～23, [4.3-61](#)

研究成果発表会(院生合同研究報告会)が1年に1回行われ(M1生については毎年2月、M2生については毎年9月)、複数教員・大学院生の前で研究報告を行い、質疑・コメント・助言を受けることが可能である。

大学院生に対するアンケートを毎学期行い、その結果を教員に周知させている。また、院生会との懇談なども行われている。[4.3-62](#)

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

授業の目的、到達目標、授業内容・方法、学期の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、大学で統一した書式を用いて作成し、関西学院公式Webサイトで公表している。[4.3-88](#), [4.3-1](#) さらに、法学研究科では独自に2010年度より、1週目の授業を受けてから履修変更を行うことが可能となっている。これにより大学院生は授業内容をより詳しく知ることができる。また学生の希望やニーズに応じた授業を実施することも可能となっている。[4.3-60](#)p.13

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

法学部と異なって、GPA制度に類するものは法学研究科では採用されていない。

また、成績評価状況の研究科内での公開も行われていない。大学院生に対しては、シラバスにおいて、成績評価方法および基準が明示されている。教員は、成績評価と単位認定について、少人数学習の環境で大学院生と日常的に接する中で平常点やレポートなどを中心として行っている。この傾向は、後期課程でより強く、単位の認定については、研究演習以外の科目の履修を特に求めている。大学院においては、作成する論文についての評価が決定的な重要性を占めているというのが現状である。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

研究室代表にプログラム代表を加えた拡大大学院問題検討委員会や、2012年度に大学院問題検討委員会から改称した大学院運営委員会、研究科委員会において、適時、検討が行われている。[4.3-154](#) 2011年度には、副指導教員の演習科目も履修できる制度が大学院問題検討委員会にて検討され、2012年度より運用している。

また、2012年度からは大学院運営委員会が大学院FD活動検討委員会も兼ね、ファカル

ティ・ディベロップメント(FD)を行うこととなった。[4.3-155](#))

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

2012年度に大学院問題検討委員会から改称した大学院運営委員会は、開催回数が2010年度(拡大大学院問題検討委員会)1回、2011年度5回と増え[4.3-171](#))、例えば、法学・政治学未修院生への対応をどうするのかといった教育方法も含めた様々な問題や方策などを検討する機会が増大している。[4.3-172](#))

(2) 改善すべき事項

シラバスをどれだけ詳細なものにするのが望ましいか、シラバスのチェック体制をどうするのか、またどのように行うかについて大学院運営委員会にて検討する。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

引続き若手研究員の助成や法学研究科のFDについてなど大学院の様々な問題や方策、FD検討会にて出される大学院生の要望について大学院運営委員会にてとりあげ、可能なものより実施する。

(2) 改善すべき事項

シラバスをどれだけ詳細なものにするのが望ましいのか、大学院生に対するアンケートを行い、検討する。

評価結果

総評

博士課程前期課程においては、主体的な学習を図るため、ほとんどの授業が少人数で行われている。博士課程後期課程においては、副指導教員を必ず指名することにより、複数教員による指導が可能となっている。また、修士学位取得モデル、博士学位取得モデルがそれぞれ示され、研究指導計画に基づく指導が行われている。

教育方法の改善および検証については、研究室代表にプログラム代表を加えた「拡大大学院問題検討委員会」「大学院運営委員会」「研究科委員会」において、教育方法も含めたさまざまな問題や方策を検討している。

第4章 教育内容・方法・成果

4. 成果

1 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

毎学期において、教務課の統一フォームに基づいたものと法学研究科独自のものとの両方で大学院生に対してアンケート調査を行なっている。回収されたアンケートは、研究科委員会で公表されている。^{4.4-51)} アンケート結果をもとにFD検討会にて大学院生と懇談を行い、授業運営などに生かしている。^{4.4-52)}

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

博士学位については、2009年度の拡大大学院問題検討委員会「厳正な学位審査体制等の確立に関する件」において、1)博士学位論文審査委員会に法学研究科委員会委員以外のものを1名以上委嘱することを原則とする、2)論文発表会についてはすべての申請者について公開で行うことを原則とする、3)指導教員が主査としないことを原則化する、ことが決められた。また2011年度において学位授与方針が作成され、学位認定基準についても透明化・厳格化が行われた。^{4.4-83),4.4-84)} 実数としては、副査に外部の審査委員を置くようになった2009年度には2人、2010年度には、4人、2011年度には2人が博士学位を取得してきた。^{4.4-85)}

また学位授与方針は、関西学院公式Webサイトの法学研究科のページおよび履修心得に記載されており、あらかじめ学生に明示されている。^{4.4-86),4.4-87)p.8・9} どのような水準の論文が学位取得に必要なかは、研究者志望および高度職業専門人のそれぞれについて内規、および履修心得に記載されている。^{4.4-87)p.42}

修士学位についても、主査、副査2人が署名を行った報告書が、研究科委員会が開催される前に教員全員に対して事前配付されている。^{4.4-88)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

修士論文の審査は、審査委員会の主査、副査2名の報告書に基づき「研究科委員会」にて審議されている。

博士論文の審査は、「厳正な学位審査体制等の確立に関する件」において、「博士学位論文審査委員会」に「研究科委員会」委員以外の者を1名以上委嘱すること、論文発表会をすべて公開で行うこと、指導教員が主査とならないことを原則として定めており、透明性、公平性が確保された審査体制となっている。また学位授与方針に基づいた学位論文審査基準について明文化しており、修了要件と併せて『履修心得』に記載されている。

第5章 学生の受け入れ

1 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

法学研究科は、以下の学生の受け入れ方針を作成している。

法学研究科では、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、広く深い社会的視野と教養に根ざした法学・政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富み、高度の専門的能力を獲得することを目指す学生を受け入れる。

<前期課程>

前期課程にはアカデミックコースとエキスパートコースが設置されています。アカデミックコースでは、2年間の前期課程において法学・政治学の基礎的研究を行い、引き続き3年間の後期課程に進学して、主として研究者となることを目指す学生を受け入れます。エキスパートコースでは、次の5プログラムのいずれかに所属して、高度専門職業人となることを目指す学生を受け入れる。

前期課程プログラム

- a. 法律実務プログラム: 司法書士、税理士、弁理士、公認会計士、不動産鑑定士などの専門職や、裁判所事務官、家庭裁判所調査官などを旨する者(および既にこれらの職務に就いている者)。
- b. ビジネス法務プログラム: 企業法務担当者や人事・労務担当者など企業社会での活躍を旨する者、企業経営に関わる司法書士・社会保険労務士などの専門職を旨する者(および既にこれらの職務に就いている者)。
- c. 公共政策プログラム: 国家・地方公務員、議員、NPO・NGO職員などの公共的な職務に就くことを旨する者(および既にこれらの職務に就いている者)。
- d. 国際関係プログラム: 国際公務員、国際的NPO・NGO職員、国際的ジャーナリスト、大学・地方公共団体などの国際交流要員などを旨する者(および既にこれらの職務に就いている者)や、国際的視野をもった市民となることを旨する者。
- e. 自由研究プログラム: 上述の4つのプログラムに横断的かつ総合的にアプローチする基礎研究を行うことを旨する者や、ジャーナリスト、各種シンクタンク研究員、高度な専門的学識を備えた中学校・高等学校教諭などを旨する者(および既にこれらの職務に就いている者)。

<後期課程>

後期課程には、3専攻が設置されている。各専攻は、それぞれ次のような学生を受け入れる。

後期課程プログラム

- a. 政治学専攻: 政治学・公法学の分野において自立して研究活動を行うことのできる高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけることを旨する者。
- b. 基礎法学専攻: 基礎法学の分野において自立して研究活動を行うことのできる高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけることを旨する者。
- c. 民刑事法学専攻: 民刑事法学の分野において自立して研究活動を行うことのできる高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけることを旨する者。

以上の学生の受け入れ方針は、入試要項、関西学院公式Webサイトなどで明示・公表されていると同時に、入試の説明会でも適宜説明されている。^{5-36),5-37)}

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

法学研究科の前期課程では、9月と2月の年に2回の入試を行なっている。

前期課程においては、正規学生(一般)に加えて、正規学生(特別入学制度)がある。これは、さらに、関西学院大学法学部生のみを対象とした、アカデミックコース・エキスパートコース共通のもの、関西学院大学他学部・他研究科在籍学生、他大学在籍学生を対象とした、エキスパートコース限定の、特別入試に分かれる。

さらに、正規学生(社会人)の入試がある。これはエキスパートコース限定である。なお、夜間・土曜開講をしている授業科目は公共政策プログラムの科目だけとなっている。

次に、後期課程については、第2次入試(2月実施)のみの実施となっている。これには、正規学生(一般)入試に加えて、正規学生(JD)、正規学生(社会人)入試がある。正規学生(JD)入試とは、法務博士学位取得(見込)者対象の入学試験である。

また、前期課程、後期課程ともに、特別学生(外国人留学生)入試が2月に実施されている。なお、法学研究科の入試情報及び入試要綱は、すべて関西学院公式Webサイトの法学研究科のページにて公開されている。⁵⁻⁸⁰⁾

なお、以上の入試については、法学研究科教務学生委員と教務学生副委員とが、問題文の作成の依頼を行い、採点の取りまとめと選考案作りを行い、これをもとに法学研究科委員会が審議し、入学者を最終的に決定している。出題採点や面接については、法学研究科委員が幅広く担当することで公正性を担保している。⁵⁻⁸¹⁾

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

前期課程は、入学定員45名に対し入学者数比率の5年間平均は0.41、収容定員90名に対する在籍学生数比率は、0.54、後期課程は、入学定員6名に対し入学者数比率5年間平均は、0.33、収容定員18名に対する在籍学生比率は0.33であった。⁵⁻⁸⁸⁾ 定員充足に向けて、大学院入試説明会を実施している他、社会人や他学部・他大学・他研究科生対象に一定の条件を満たせば、筆記試験が免除になる制度などを導入し、努力をしている。⁵⁻³⁶⁾

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、法学研究科委員会で決定をしている。また、採点に際しては、受講生の名前や受験番号が採点者には見えないようにしている。

また入試に関しては、大学院問題検討委員会および後継の大学院運営委員会において、適宜検討している。^{5-131),5-132)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

様々な入試制度を導入してから、他大学や他研究科の学生も入学してくるようになった。2012年度は、初めて司法研究科修了者が入学してきた。これにより、司法研究科出身者が法学部

あるいは法学研究科の教員として出現していく可能性がでてきた。⁵⁻¹³⁹⁾

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

法学研究科の教育方針等の理解や様々な入試制度があることをより広く告知するために、大学院の進学説明会を引続き年2回実施していく。

(2) 改善すべき事項

なし